

令和5年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和5年6月29日（木曜日）

議事日程第5号

令和5年6月29日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第58号、請願第2号及び発議第1号
- 日程第5 議案第59号から同第62号まで及び請願第1号
- 日程第6 議案第63号及び同第65号
- 日程第7 議案第64号
- 日程第8 議案第67号
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第58号、請願第2号及び発議第1号
- 日程第5 議案第59号から同第62号まで及び請願第1号
- 日程第6 議案第63号及び同第65号
- 日程第7 議案第64号
- 日程第8 議案第67号
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番 利根川 正 君 2番 阿 部 裕 和 君

3番	横山	人美	君	4番	新保	峰孝	君
5番	松尾	徹郎	君	6番	伊藤	麗	君
7番	田原	洋子	君	8番	渡辺	栄一	君
9番	加藤	康太郎	君	10番	東野	恭行	君
11番	保坂	悟	君	12番	田中	立一	君
13番	和泉	克彦	君	14番	宮島	宏	君
15番	中村	実	君	16番	近藤	新二	君
17番	古畑	浩一	君	18番	田原	実	君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	井川	賢一	君
総務	部長	渡辺	孝志	君	市民	部長	小林	正広	君	
産業	部長	大嶋	利幸	君	総務	課長	渡辺	忍	君	
企画	定住課長	中村	淳一	君	財政	課長	山口	和美	君	
能生	事務所長	高野	一夫	君	青海	事務所長	猪又	悦朗	君	
市民	課長	川合	三喜八	君	環境	生活課長	木島	美和子	君	
福祉	事務所長	磯貝	恭子	君	健康	増進課長	池田	隆	君	
商工	観光課長	大西	学	君	農林	水産課長	星野	剛正	君	
建設	課長	長崎	英昭	君	都市	政策課長	五十嵐	博文	君	
会計	管理者	山田	康弘	君	ガス	水道局長	樋口	昭人	君	
会計	課長兼	竹田	健一	君	教育	長	鶴本	修一	君	
消防	長	磯野	豊	君	教育	委員会	こども課長	嶋田	猛	君
教育	次長	古川	勝哉	君	教育	委員会	生涯学習課長	山本	喜八郎	君
教育	委員会	こども	教育課長		中央	公民館長	兼務			
教育	委員会	文化	振興課長		市民	図書館長	兼務			
歴史	民俗資料館長	兼務			監査	委員	事務局長	山川	直樹	君
長者	ヶ原考古館長	兼務	嵐口	守	君					
市民	会館長	兼務								

〈事務局出席職員〉

局	長	松木	靖	君	次	長	磯貝	直	君
係	長	水島	誠	仁	君				

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、6番、伊藤 麗議員、15番、中村 実議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

宮島 宏議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

おはようございます。

6月15日及び6月28日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、本日提出されました追加議案についてご説明いたします。

議案第67号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）につきましては、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

次に、委員長報告につきましては、総務文教常任委員長及び建設産業常任委員長から、休会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議員発議につきましては、総務文教常任委員会に付託となっておりました請願第2号が採択されたことから、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書が、発議第1号として所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の一致を見ております。

次に、議員派遣につきましては、他市町村議会との連絡協議会として、大町市との連絡協議会が7月5日、水曜日、小谷村、白馬村との連絡協議会が8月8日、火曜日、それぞれ当市が当番で開催されます。これら2件について、本日の日程事項として議長発議で進めることで、委員会の一致を見ております。

次に、表彰状の伝達につきましては、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会からの表彰に係る表彰状の伝達についてを本日の日程事項とすることとしております。

次に、議会運営については、6月15日には、今年度の議会運営委員会で調査検討すべき事項の確認が行われました。

次に、昨日6月28日の議会運営委員会では、議会運営に関して3件が協議されました。

1件目は、議員定数についてです。

議員定数の見直しについては、継続して協議することとし、会派に持ち帰り検討するというところで、委員会の一致を見ております。

2件目は、予算審査特別委員会と決算審査特別委員会の審査方法です。

この二つの特別委員会については、コロナ禍により課ごとに行っていた審査を款ごとの審査とすることで、委員会の意見の一致を見ています。

3件目は、ハラスメント防止対策についてです。

これにつきましては、今後も継続して協議していくこと、特に、ハラスメント事案とされる令和3年12月13日の建設産業常任委員会での事実関係や、それに至った背景を確認すること、ハラスメント防止条例の制定と並行して進めることで、意見の一致を見ております。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

おはようございます。田原 実です。

ただいまの委員長報告に対し、質疑させていただきます。

ハラスメント防止対策について触れておられました。どのような話があったのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

以前の議会運営委員会での私からの問題提起は、以下のようなものであります。

議長からのハラスメントについての取扱いについて、議長によるハラスメントについて、また、その後のずさんな対応について、この際、問題提起させていただきます。

令和3年第5回糸魚川市議会定例会会議録を確認しますと、令和3年12月16日に議会運営委員会委員長報告は、古畑委員長が欠席したために宮島副委員長により行われています。その中において、糸魚川市議会政治倫理規則の改正について触れており、政治倫理基準を定めた第3条第1項の第8号として、嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為が、人権侵害行為に当たることを自覚するとともに、ハラスメント行為と受け止められる行為をしないことという条文を新たに追加することといたしましたと、まず報告がありました。その後、報告に対する質疑として、私より委員会が開かれている最中に、松尾議長より委員長に暴言が発せ

られました。このことについては、議会運営委員会ではどのような扱いとなりましたかと伺い、宮島副委員長より、昨日の議会運営委員会で話し合いました。休憩中の話合いです。その休憩中の話では、当事者、すなわち、議長、副議長、それから建設産業常任委員会の委員長、その三者で今後話合いを持ってほしい、持つべきである、そういったことになりましたと答弁がありましたが、いまだにその話合いはありません。議長が、この委員長はろくでもない委員長だと、委員会委員、傍聴議員の前で私に暴言を発したことが問題であり、またその対応を行わないことは、これも議長の立場を使って、うやむやにしようとしたのではないかとの疑念を抱くところです。松尾議長のいう風通しのよい議会とは、このような隠蔽めいたことをする議会のことなのでしょうか。

また、この議長からの暴言があった12月13日の建設産業常任委員会終了後に、議員控室の中を歩いていた私に向かって議長が、これで済むと思うなよとすごんできました。これも議長という立場を使っての議員に対するハラスメントです。私はそう受け止めています。

以上、議長から議員へのハラスメントについて、議会運営委員会で調査し、正式な形でご報告いただきたく、宮島委員長に求めるものですというものでした。

この内容についての確認と、議会事務局経由で委員長宛てに文書で提出しましたので、お手元にあることを確認させてください。あわせて、議会運営委員会でのオブザーバーに許されている発言の規則についてご説明を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

昨日の議会運営委員会の中で、意見交換されたことについて、お話しいたします。

まず、議長、それから副議長、それから当時の建設産業常任委員会の委員長、その3人で協議がされるべきだということで、1年半前の12月に申し上げました。ただその後、その三者会議が行われていたかどうかについては、昨日の議会運営委員会では協議されておりません。

それから、議会運営委員会で田原議員から質問のあった件に関係する意見をご紹介させていただきますと、議員がご指摘の令和3年12月13日の建設産業常任委員会の席上、休憩中だということですが、そこで議長からの暴言があったというご指摘です。

ただ、その暴言の詳しい内容、ろくでもない委員長だというふうにおっしゃったというふうに議員はおっしゃってますけれども、それが本当に事実なのか。そういったものを当時の記録、あるいは記憶を基に正しく精査した後じゃないと議会運営委員会では公平公正な審議ができないんじゃないかと、そういう意見が多々出ました。

それから、そういった議長のハラスメント的な発言に至った経緯、今ご指摘されたのは結果だったと思うんです。原因があって、その結果が生じるのが世の中の常だと思いますので、どのような経緯があって、そういった発言になったのか。それについても議会運営委員会では把握できてないので、その経過をきちんとこれから、1年半も前ですけれどもね、精査して、その上で再び議論の俎上に上げて、きちんと審議したいということになっております。

それから、私、委員長の2分間ルールのことについて、それは6月15日のときに私が申し上げたときに、すぐさま別の委員から、その運用は適切じゃないというご指摘がありまして、その場で

改めさせていただきます。

それから2分間たったときに、ベルを鳴らしてしまったわけですが、それは完全に勘違いで申し訳なかったというような意見も出ておりました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

調査は続くというふうに理解をしました。

それで、令和5年6月19日付で糸魚川市議会議会運営委員長殿として、議会事務局を通じて私からの文書が届いていると思います。読みます。

議長からのハラスメント調査と委員会での取扱いについて。

松尾議長による私へのハラスメントについて、またその後のずさんな対応について、6月15日の議会運営委員会で問題提起させていただきました。

宮島委員長の対応としては、重要な指摘があったと理解している。看過できない内容と思うと所見を述べられ、今後の取扱いは、ハラスメント防止対策の協議と併せて検討するお考えを示し、委員会にお諮りいただきましたことは、議会の中からハラスメントをなくし、正常な議会運営をしていただくための第一歩と受け止めているところです。

しかしながら、別紙のように、オブザーバー議員の発言の議会規則があるものを宮島委員長が独断で変更しようとしたこと、東野副委員長が2分を経過したところでベルを鳴らしたこと、暴言を発し、ハラスメントした松尾議長に勝手に弁明の機会を与え、ハラスメントを受けた私に対して、大人としての常識という言葉を使って同席を指示したことは、ハラスメントを思い出させる精神的苦痛を受け入れさせようとした大人としての配慮を欠く行為と思い、憤慨しております。

以上の理由から、議員の権利と人権が守られる正常な運営によるハラスメント調査が行われると理解できるまで、議会運営委員会へのオブザーバー出席を控えさせていただきます。また、このことは、オブザーバー及び議員としての権利を放棄するものではないことを念のためお伝えします。

なお、議会運営委員会で正式な形でご報告いただく場合には、私はあくまでオブザーバーの立場で出席しますので、オブザーバーとして規制を受ける発言しかできないこと、またハラスメントを行った議長の弁明や、そのことを擁護する議員の意見を聞く必要がないことをご理解いただき、ご配慮いただきますよう強く要望いたします。以上。ということであったと思います。お手元にあることを確認させてください。

あわせて、議会運営委員会でのオブザーバーに許されている発言についての決まり事を、委員長が個人的な考えとして変更して委員会を進めようとしたことが、それはなぜですか。

また、文書をお出した後に委員長からの内容確認などで私に連絡がありませんが、それはなぜですか。

それと、これはげすの勘ぐりかもしれませんが、議長が休憩中とはいえ、暴言を発したこと、ましてや議長が委員長に向かって、ろくでもない委員長と言ったことは私個人の名誉、議員としても名誉を傷つけられ、侮辱されたものであること。そのことを松尾議長と同じ会派の宮島委員長が軽

くお考えになって処理していこうとしているのではないかと疑念を持つものですが、そのようなことではないということで、お考えを伺いたと思います。

〔「休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時17分 休憩〉

〈午前10時17分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

お答えいたします。

田原議員から、6月19日に議会運営委員会委員長宛てに届けられた書類については、当然のことながら昨日の議会運営委員会の各委員にお配りして、約7分間熟読していただいた後に審議に入っております。この内容、非常に詳しく理路整然と書かれていますので、あえてこの内容について私のほうから田原議員には質問しませんでした。それがその後、問い合わせなかったという理由になるかと思えます。

同じ会派だから、手心を加えたんじゃないかなというそういうことは、今質問ありましたけども、それは昨日、議会運営委員会では特に審議内容に入っておりませんので、ここでは報告を、答弁を差し控えさせていただきたいなと思えます。

それから、2分間ルールにつきましては、昨日の議会運営委員会でも多くの方、多くの委員から、ご指摘がありました。その原因は、2分間ルールを私が適用しようとした原因は、はっきり言って初歩的なミスです。ほかの委員会で運用されているものが、議会運営委員会でも準用されるというふうに勝手に拡大解釈した結果です。それは6月15日の議会運営委員会でも、田中委員等々の指摘にあったときに、はっきり謝罪させていただきました。ですから意図的なものではありません。勘違いでありますので、その辺をご理解ください。ベルも、2分間のベルも同様に、東野副委員長の勘違いということでご理解いただきたいなと思えます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

2分間の発言の制限とベルの件は、了解しました。

それで、3回目の質疑になるんですけど、松尾議長のハラスメントを糸魚川市議会が軽く処理したということになりますと、議員全員が市民からの信頼を大きく損ねることになります。これについてはどうお考えですか。

本日の委員長報告は、まだ序の口であり、これからさらに調査して真相を明らかにしていただくことをもう一度明言していただきたい。委員長独断でそれができないとなれば、これからでも議会運営委員会を開催して、継続調査することを諮っていただきたい。私はそのくらいの気持ちでおりますが、いかがですか。

それと、議長に申し上げますが、議長の立場でご自身の行ったことを軽く考えておられませんか。糸魚川市議会は、松尾徹郎さん個人のためにあるのではない。市民と未来の子供たちのためにあるということをお忘れなく。

委員長の答弁を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

お答えいたします。

2回目の答弁でちょっと言い忘れたことがありますので、それも併せてお話ししたいなと思いません。

1つは、田原議員から、当時の私、委員長の対応が非常にハラスメント的だったというふうなご指摘が、頂いた文書に書いてあります。それについて議会運営委員会の委員から、やはり私が同席を続けるように要請した。大人の対応を取ってほしいというような言葉をたしか使ったと思います。それは、やはりやり過ぎだろうというような意見がありました。不適切だったというような意見がございました。

それから、田原議員が発言された後に議長の発言を許したのも不適切だったというような意見が、昨日の議会運営委員会ではありました。あの場は、田原議員の話聞くだけにとどめて、次の議会運営委員会できちんと審議したほうがよかったんじゃないか。そういった委員長の議事進行についての意見が多数寄せられました。

それから、田原議員は6月5日の議会運営委員会のときに、非常に精神的な苦痛を受けて、次からはオブザーバー出席を控えるというようなことが書かれてあります。それはやっぱり議員の一つの活動を制限したことになりますね。一種のハラスメントじゃないかという意見が、議会運営委員会の委員から出ておりました。これも申し添えておきたいと思えます。

この問題は、6月15日の議会運営委員会でも申し上げましたように、決して看過するつもりはありません。きちんと事実関係、それから、なぜこういったことが起きたのか。それを当事者、具体的に言うと、田原議員と松尾議長、それから、周りにいたほかの議員の目撃証言、あるいは聞いた話、そういったものをこれからきちんと精査して、それから当時の録音等が残っているかどうか。そういったものもきちんと調べて、そして事実関係をはっきりした上で議会運営委員会ですべてを審議することになろうかと思えます。

私は、同席を求めたということは決してハラスメントではないというふうに私自身は思っています。

ただ、それをハラスメントと感じる人がいるんだなという指摘は、昨日の議会運営委員会でも委員からあったところであります。この問題と並行して、ハラスメント防止条例を早急にしっかりとしたものをつくる必要があるという意見も多数出ておりましたことを申し添えておきます。

以上です。

○18番（田原 実君）

議会の常識が、問われてます。よろしくをお願いします。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは質問させていただきたいと思いますが、この議会運営委員会の中で議会人事の在り方、決め方について論議されたのかどうか、これをまずお聞かせいただきたい。

それから、監査委員の在り方について、この選出方法につきまして、前期の議会運営委員会からね、議員がやるには人材不足ということもありますし、キャリア不足、また議会三役と言われるだけあって、それだけの見識と経験も必要となります。

しかし、そこに人材を派遣する、選出するということになる大変厳しい状態になってくる。建設業界は駄目だとか商取引を行政とやっていると駄目だとか、いろいろな規定といいましょうか、今までの何ていましょうね、申し送りの中でそういうのは誤解を生じるので、なるべくやめましょうということもありました。

そこで、外部監査制度というのが新しく今誕生してきました。糸魚川市でも取り入れたらどうかというのは、前期の議会運営委員会の中でも話し合われました。残念ながら宮島さん、そのときは副委員長でございましたが、反対でございました。これについて、引き続き議会運営委員会の中で協議するおつもりがあるのかどうか、お聞かせください。

それから、今のハラスメントの田原議員からの申出を聞くと、議会運営委員会は、議会運営に関わる様々な苦情もお聞きしますし、それなりに仲介の労を取っていかなくてはなりません。

ただ、今ほどの田原議員の発言を聞きますと、書面にて提出してますよね。これいわゆる正規な手続といいます。正規の手続を取って、自分がハラスメントを受けましたということを議会運営委員会に提出してございます。この場合ね、議会運営委員会がどうのこうの言うんじゃないくて、ハラスメント防止条約もいけどさ、その前に倫理規定というのがあって、懲罰委員会というのがあるんだよ。だから、正式な申入れについては懲罰委員会を開催して、そこで今、委員長がおっしゃるようなことを調べていただいたり、両者の言い分を聞いたりして、最終的には是非を決定して、処分をやっぱり陳謝なのか退職なのか、そういういろんなことも含めて決める機関というのがあります。

でだ、懲罰委員会の場合だよ、その場合は議長がね、ジャッジを務めるんだよ。今回の当事者が議長だった場合にふさわしくありませんね。だけど議長が当事者だった場合は、懲罰委員会に規定してございませんね。じゃあ議長が当事者だった場合は、副議長がそのところに当たるのか、議会運営委員会委員長が当たるのか、これを早期にはっきりする必要があります。

以上の点につきまして、どのようにお考えなのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

お答えします。

議会運営委員会で協議されたことについて、ご紹介いたします。

最初に、議会人事については、6月15日、それから昨日、その2つの議会運営委員会では協議されておりません。

それから、監査委員の選出については、6月15日の今年度どういったものを議会運営委員会で審議していくかという中に話題になっております。

委員の意見をご紹介しますと、やっぱりもう議会選出はやめるべきだと、そういったご意見がありました。

それから、最後のほうにありました件については、昨日の議会運営委員会では協議されておりませんので、ここでは答弁を差し控えさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

議会運営委員会というのはね、議会を円滑に速やかに進めることを第一義とします。それで議会運営委員会委員長と市議会議長というのは密接な関係もありまして、別名、市議会における官房長官と言われてます。やっぱり議長とはね、その辺の進め方について十分話し合っていて、やっぱり議長におかれましては、議長の所信表明の中でね、あんだけ立派なこと言ったんですから、やっぱりそれが実現できるように議会運営委員会の委員長にやっぱり諮っていきべきです。委員会における様々、公開していきたいと言いましたね。委員会も委員会中継みたいなのもね。やっぱりちゃんと俎上に乗っけて。開かれた議会を標榜するならば、それなりのことを、結果を出してください。きれいごとは誰にも言えるんでね。

ただ、それは議長の考えとして議会運営委員会委員長に検討してくださいとやっぱりやるべきですよ。委員長発議なり何か発案なりで、また議長のほうからの問合せ、意向ということで、十分議会運営委員会の中で諮ることができます。これはこれからですけどね。ぜひ所信に述べたのなら、それを実現するようにやはり努力して行ってほしい。

それからね、議会人事につきましては、基本的に議会運営委員会協議一致であります。だから議会全体の議会人事につきましても、今までも多数決の原理、数の論理というのがずっと通用してきます。通用してきましたというか、やってきました。私もやってきました。それは1票でも上回れば、そういうその結果に従わなくてはいけません。

ただ、それは協議一致の精神からいえばね、最終的に話し合いをやって、よし多数決で決めようという場合に出てくる。今回みたいにね、全く協議もしないで決めてかかるような議会人事についま

しては全く同感、同意もできないし、そういうことをやっちゃいけない。そのことにつきましての、やっぱり前例主義といいましょうか、話し合いを議会運営委員会でしっかり持つべきだ。そういうことは厳に慎むべきです。

昭和の時代の議会ならいざ知らず、令和になって、ましてや議員の数も18人でしょ。まだ減らそうって言うてる議員もいらっしゃいますけどさ、やっぱりそれなりの礼を尽くして、みんな一人一人市民から選ばれた議員の方々なんでね。ちゃんとそこら辺を立てて、話をやはり聞いていくべきだと思います。これについてはやっぱり議会運営委員会としてもちゃんと取り上げて、前例主義にならないように話し合うべきだと思います。

それから、監査につきましては、言うまでもなく、宮島さんだって監査の経験ある。監査委員でありながら賛成討論を2回もやったり、そういうことについていけないよって議会運営委員会の委員長が言うてるのに聞きませんでしたよね。多くの議員も、そう言わず数が少ないんだから認めてあげなさいという格好になったけど。やっぱりそこはしっかりと筋を通して、厳しい目を持ってやるべきです。これもまた議会運営委員会の中でしっかりと話し合ってもらいたい。

それから、ハラスメントについてですけど、先ほど言うてるように過去懲罰委員会というものがさ、市議会の中で誕生したことがございません。だけどそれはその前に、議会運営委員長なり議長なり、それらが集まって協議をすることによって穏便に済ませるといふかね、懲罰委員会までいなくても両者の同意を得ることができた。だから、したがってできないけど、誕生したきっかけはないけど。今のこの情勢でいくと、議会運営委員会で継続的審議をやっても回答が出ないということ。今回のハラスメントはね、しっかりと文書によって提出されたので、しかるべき対処をしなくてはいけないということ。議会運営委員会委員長の一存で決まる話じゃないんですよ。これ教えといてあげますね、教えといてやるというか、過去の経験からそういうもんだということを言っておきますね。

それでさっきも言うてるように懲罰委員会にかける規定の懲罰規定の中において、やっぱり議長が務めるんです。議長が当事者だった場合どうするかということは、今回の中ではね、うたっていないんです。そこから決めていかなきゃいけない。倫理規定や懲罰委員会等、これらの運用も知らない議会がですよ、ハラスメント防止条約なんてできるわけじゃないですか。現行のいろんな懲罰、倫理規定で解決できるものさえ解決できないで、ハラスメント防止条約をやったって、じゃあ誰が軍配を上げるんですか。それは、議長におかれましても一方的にハラスメントと言われたって、私にも言い分があると思う。

ハラスメントというのは、実は差別用語でも侮辱用語でもなくて、精神的に受けた迫害のことを言うんですよ。だから、やった人間とやられた人間だと言い分が違うんです。各ハラスメントというのは本当に解決しにくい。だから、それも十分頭に入れてやらなくてはならない。

ただ、今回の文書が本当だったとすると、明らかに議事妨害であり侮辱罪であり、それから名誉毀損に当たりますね。そういうことにつきましては、ちゃんと懲罰の規定の中に入っています。だから、それをちゃんと言い聞かせるか、議長が言うこと聞かないということになれば、懲罰委員会を正式に立てると。懲罰委員会を正式に立てるときは、トップ、これを決めてかかんないとなかなか難しいということですよ。

それから、やっぱり議会運営委員会の委員長が同じクラブですよ。同じクラブなんで非常にや

りにくいんじゃないかとかご指摘もありましたけど、そう取られても仕方ないでしょう。誤解のないようにしっかりやっていただきたいと思います。

それからね、松尾議長、ちょっと口幅ったいんですけどね、別に今回が初めてじゃないでしょ。かつて、何だい、新聞記者とのハラスメント問題、私が入る前に、もう正副議長で何か穏便に済ましたようですけど。それから、私に対するばかたれ発言で、私あの委員会に出席する気になれないで帰りましたよね。それはハラスメントまで裁くつもりはないですけど、だから、結局そういうこと、そのたんに謝ってるじゃないですか、議長。あのね、確かに同じ平成時代を議員をやってきましたんで当時なら許されたかもしれないけど、今はやはり厳しくなってきました。これはお互いですけど、口の利き方だとか、そういうことはやっぱり気をつけていかんなんじゃないかなと思います。

今回の件は謝って済む問題とは思いませんよ。ちゃんと懲罰委員会の中で陳謝するのか、何らかの責任を取るのか、これを明確にさせる必要があると思います。今後とも議会運営の中においてはね、まだ宮島さんは当選してから2年でいきなり議会運営委員会委員長なんてできるかなど、非常に不安なところがありますので、今申し上げたことにつきましては、十分肝に銘じて、これからの議会運営やっていていただきたいと思います。

以上で終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

終わりですか。

○議長（松尾徹郎君）

いいですか。答弁よろしいですね。

○17番（古畑浩一君）

はい。

○議長（松尾徹郎君）

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時40分 休憩〉

〈午前10時40分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時41分 休憩〉

〈午前10時42分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2．表彰状の伝達

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、表彰状の伝達を行います。

在職35年以上の議員として、新保峰孝議員が、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会から表彰されておりますので、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

新保峰孝議員、ご登壇、お願いします。

〔4番 新保峰孝君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○議長（松尾徹郎君）

表彰状 糸魚川市 新保峰孝殿。

あなたは、市議会議員として35年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は、特に著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和5年6月14日 全国市議会議長会会長 坊 恭寿、代読であります。

〔拍手〕

○議長（松尾徹郎君）

表彰状 新保峰孝殿。

あなたは、市議会議員として在職35年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第98回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰します。

令和5年4月6日 北信越市議会議長会会長 富山市議会議長 金厚有豊、代読であります。

〔拍手〕

○議長（松尾徹郎君）

ここで、議長を交代のため、暫時休憩いたします。

〈午前10時47分 休憩〉

〈午前10時48分 開議〉

○副議長（横山人美君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議長の職に4年以上あった者として、松尾徹郎議員が、全国市議会議長会から表彰されておりますので、引き続き表彰状及び記念品の伝達を行います。

それでは、松尾徹郎議員、ご登壇をお願いいたします。

〔5番 松尾徹郎君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○副議長（横山人美君）

表彰状 糸魚川市 松尾徹郎殿。

あなたは、市議会議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和5年6月14日 全国市議会議長会会長 坊 恭寿、代読でございます。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○副議長（横山人美君）

議長交代のため、暫時休憩いたします。

〈午前10時49分 休憩〉

〈午前10時50分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

なお、副議長の職に4年以上あった者として保坂 悟議員がおられますが、全国市議会議長会の

表彰に該当しておりますけれども、表彰を辞退されておりますのでお知らせいたします。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

日程第3．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、休会中、総務文教常任委員会及び建設産業常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、6月23日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、木浦地区公民館解体工事に係る入札監視委員会審議について、デジタル地域通貨事業について、空き家活用事業についてであります。

まず、木浦地区公民館解体工事に係る入札監視委員会審議についてであります。担当より、5月29日開催の糸魚川市入札監視委員会での審議内容について説明があり、今回の木浦地区公民館の解体工事の入札手続については、不正や談合が疑われるといった意見はなかったと報告がありました。

委員より、アスベストの有無について、上越環境科学センターに調査を依頼したのに、なぜ調査結果を待たずに入札を行ったのか。最初から予算が足りない場合は、予算を追加すればよいという意識があったのではないかとの質疑に対し、担当より、以前も説明したが、小学校が夏休み期間という事情があったことと、上越環境科学センターの結果が出た後で設計書を少し確認する期間があったが、その中ではアスベストの処分量が多少増える可能性もあったが、入札後、請差が約50万から60万ほどであったので、その予算の中で対応できると判断したところ、着工後、屋根からアスベストが確認されたという形で、決して初めからその事実が分かっていたアスベスト調査をぎりぎりを出したというわけではないと答弁がありました。

委員より、現状では証拠がないのだが、以前、B&Gプールの改修の際にも、着工後、屋根を剥ぐったら、さびがひどくてと言って、その後で追加工事となった事例があったが、これをどう捉えているのかとの質疑に対し、教育長より、入札監視委員会から厳しい指導があり、設計と解体、その後の工事発注という部分についても時間をかけてしっかりと精査した上で慎重に行うというスタンスで指導を受けたので、より一層厳しく受け止め、今後に活かしていきたいと答弁がありました。委員より、この件については、これ以上追及する証拠がない。全体的にすっきりしない案件だが、当初の段階で積算は適切に行うべきである。当初予算に匹敵するような予備費の充当はあり得

ないことであり、財政担当は、それを安易に認めてはいけない。積算根拠をしっかりとって、行政を進めてほしいとの意見がありました。

次に、デジタル地域通貨事業についてであります。担当より、デジタル地域通貨事業について、第三次総合計画の重点項目という形で上げ、今年度の導入を目指し、関係する金融機関や商工団体と準備を進めており、その検討内容と今後のスケジュールについて説明がありました。

委員より、10%を稼ぐのにも大変な思いをしている中で、換金手数料の2%は大きい。これが一番リスクである。加盟店の負担をどう考えているのかとの質疑に対し、担当より、ヒアリングを行う中で大手のキャッシュレス決済と同等ぐらいであれば十分やれるのではないかという声を聞いている。事業所によっては苦しいと感じているところはあると認識しているが、キャッシュレス決済は進めていかなければならない施策であると考えている。

委員より、大手のキャッシュレス決済を自分の店でも使ってもらっているが、事業所に何のメリットもない。また、この事業に必要な機械などは加盟店が準備するのかとの質疑に対し、担当より、決済方法は2パターンある。店舗に二次元コードを用意し、利用者のスマートフォンで二次元コードを読み込む方法と、二次元コードが示されたカードを持った利用者が、店舗側の端末で写真を写してもらい、決済をする方法がある。機械の導入については、市で半額補助したいと考えている。決済方法が2つあるので、それを店舗側で選ぶ形になる。店舗数については、プレミアム商品券事業の登録店舗が396件あるが、いきなりは難しいと考えており、まず200店舗という辺りから、加盟店を増やしていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、この事業を成功させるには、いかに加盟店を増やしていくかだと思うが、最初の導入期間に取る2%がネックになるのではないか。最初はある程度ダウンとやって認知してもらうことと、扱って便利だということを体感してもらわないといけない。加盟店を増やし、企業を地域循環の軸にするのであれば、3年間はそのようなことが必要ではないかとの質疑に対し、担当より、スタートの段階でどう加盟店を増やしていくかが、まさに大事なところであり、プレミアム分を何かつけるなど、そういった検討を前向きに行っていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、地域通貨の有効期限が6か月ということで、トータルの運営コストが損失になれば、どこがコストを出すのかという話になるが、逆にポイントが期限で失効したことによる雑収入の処理はどうするのか。有効期限が6か月というのは短い。その辺をクリアにする意気込みが必要である。この辺をしっかりと検討していただきたいとの質疑に対し、担当より、期限が切れないように利用者に使ってもらう取組は個別に行うとして、期限が切れたものの、雑収入的な考え方について、今後、協議の中できちんと整理し、事業として進めていきたいと答弁がありました。

次に、空き家活用事業についてであります。担当より、空き家活用事業については、市内空き家の有効活用、流通の活性化、危険空家の発生抑制とUIターンによる移住・定住の促進により、人口減少の抑制と地域活性化を図ることを目的としており、今回は令和5年度の事業状況について説明がありました。

委員より、一般社団法人空き家活用ネットワーク糸魚川、いわゆる「いえかつ」では、物件をホームページで紹介し、広告のようなことをしているが、この「いえかつ」の広告と不動産業法でいうところの広告というのはどう違うのか。「いえかつ」の広告は、法律上の問題はないのか。物件情報として価格を載せ、たまに値段を下げたりして、変更も行い、広告している。これは売主の意

向なのかもしれないが、一般社団法人の営利事業という感じであり、このようなところに市の税金を使っていいものなのかという質疑に対し、担当より、平成28年から商工会議所から提案をいただく中で、行政と合同の対策委員会を立ち上げ、一般社団法人空き家活用ネットワークの設置に向けて取り組んできた。通常は、空き家を登録する制度は、市町村が管理運営するというのが一般的だが、官民連携の組織として現在に至るものと考えている。指摘にあった広告や詳細についてはどうなのかというところまで把握できていないが、このような指摘、意見があったということ「いえかつ」に伝えるとともに、関係事業所等の協力を得ながら、法律等に抵触しないような取組を確立していく必要があると考えていると答弁がありました。

委員より、「いえかつ」の組織に入らないと様々なリフォームだとか、制度資金を受けられないようだが、これは問題ではないか。そこに入らないと補助が受けられないというのは典型的なカルテルであり、さらに成立したら20%払うとされているが、やめたくても補助金が欲しいから登録者はやめられないというような状況はどうなのかとの質疑に対し、担当より、行政としての改修・取得、それから家財処分といった補助金については、「いえかつ」の物件として登録することが条件になっているものであり、「いえかつ」のほうでは、市内事業者であればどなたでも会員になれるというルールになっている。「いえかつ」に登録する際に、お宅の物件は駄目だというような動きがあるのだとすれば、市の補助金の執行上、問題があると考えてるので、そのような事例があるかも含めて確認し、あるとすれば見直すように努めてまいりたいと答弁がありました。

委員より、法律のことをしっかり押さえ、弁護士などの話も聞き、整理すべきではないか。また、不動産事業者からも本音などを聞き出すべきではないかとの質疑に対し、担当より、今回ご意見をいただいたことを含めて、早めに対応していきたいと考えていると答弁がありました。

このほかにも質疑・意見がありましたが、報告は割愛いたします。

なお、当日予定しておりました（仮称）駅北子育て支援複合施設について、妊産婦支援について、令和4年度いじめ・不登校の状況については、7月11日に開催予定の総務文教常任委員会で行うこととなりました。

以上で、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

〈午前11時03分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、6月26日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告させていただきます。

調査項目は、柵口温泉権現荘の運営状況についてと畜産業の現状についての2項目であります。

1つ目の柵口温泉権現荘の運営状況については、高野能生事務所長より、資料に沿って柵口温泉権現荘の運営状況についてと、柵口温泉権現荘の譲渡に係る公募型プロポーザルの実施について（案）の説明を受けております。

委員より、権現荘の譲渡条件について、日帰り入浴施設の運営を令和16年3月末まで継続して行うとあるが、運営する側の会社が困る場合があるのではないかと質疑に対して、地域の住民福祉の一環として、この施設を今後10年間は何とかして日帰り運営を残していただかないと、地元の方へのご理解をいただけないと思われているとの答弁がありました。

委員より、仮に順調に譲渡契約が成立した場合、補助金の返還額はどのくらいになるかとの質疑に対して、建物の耐用年数もあることから、返還額の算出は難しい。交付された補助金のうち、2億1,000万円程度の返還予定額となっているが、譲渡先が補助金の目的に沿った使い方をするのであれば、返還が生じない場合もあり、幾らになるか確定するものではないとの答弁がありました。

委員より、民間は絶えず変動しており、盤石な企業であっても将来的に倒産してしまうリスクがある。譲渡先の事業者が倒産となった場合に施設を糸魚川市へ返還してくれるのか。弁護士と条件面について相談をして、しっかりと整理しておいたほうが良いのではないかと質疑に対して、譲渡先の事業者と協議をする中で、この施設を造った経過をしっかりと説明して、相手に理解してもらえそうな形をつくっていかなくてはいけないと思われている。糸魚川市にとっても、地域住民の皆様にとって大切な施設だということを理解した上で、もしアクシデントなどが起きたときには、その対処の仕方というのも協議の中に上げていきたいと思われているとの答弁がありました。

委員より、譲渡に当たって、旧温泉センターの周辺について、裏側は壊してあるが、入り口側の建物がまだ残っている。施設のエアコン等についても7,000万円程度の費用が必要と言ってい

たが、その辺もどうするかを検討して、すっきりした形での譲渡が可能であるかとの質疑に対して、旧温泉センターについては、過去の補助金の関係で、これまで解体することができなかったが、耐用年数が経過したため解体が可能になった。しかし財政的な問題もあり、すぐに解体できるというわけではないが、解体する方向で検討していきたい。施設のエアコン等の修繕費用7,000万円については、前回、指定管理者の応募がなかった時点から、いろいろな事業者と交渉している際に、最低限これは必要な修繕ですよということを伝えており、そういったものを含めた中で譲り受けを検討していただきたいと思っていますと答弁がありました。

委員より、譲渡先の事業者から、シャルマン火打スキー場、グリーンメッセゴルフ場と一体としてやっていきたいと話があった場合は、これを譲渡することができるものなのかとの質疑に対して、シャルマン火打スキー場とグリーンメッセ能生については、火打山麓振興株式会社が現在、指定管理者として受けているため、そういった話があれば火打山麓振興株式会社と調整をする必要が出てくると思っていると答弁がありました。

2つ目の畜産業の現状については、星野農林水産課長より資料に沿って説明を受けております。委員より、乳牛の業者の方に話を聞きに行った際に、子牛の値段が6分の1に下がっている。牛乳もスーパーなどで値上げによって消費がさらに悪化している。飼料の価格が上昇しており、特に粗飼料が国の補助のみで、あとは農家が負担するという形である。光熱費についても、この夏、さらなる電気代の上昇が見込まれるが、熱対策はどうしてもやらなくてはならない。さらには、乳牛の絞り機械のメンテナンス費用もかなり上昇しているということから経営が苦しく、何とかしてもらいたいという切なる願いを伺った。農林水産課にも相談したが、9月議会までには何とか対応したいと考えているとのことであったが、これはとにかく早く対応することが大事であり、本当に生産者の立場になって考えてもらっているかとの質疑に対して、市長より、以前からも酪農の厳しさというのは聞いている。その状況について、皆様からいろいろなご意見をいただく中で再調査をさせていただいている。昨年の12月に配合飼料の補助について実施したが、粗飼料に対しては行き渡ってない部分があったと思っている。この9月に対応するとすると、少し間が空き過ぎると感じる部分があり、本来であれば、この6月議会定例会において提案すればよかったかと危惧している。この件については、ぜひとも最終日に補正予算を追加提案させていただきたいと考えている。糸魚川は、くびき牛の発祥の地である。酪農家の皆様は、現在の厳しい現状の中で経営をされている。大事な地元の財産であるが、数が減ってきている状況で、何とかここで踏みとどまっていただいて、糸魚川には酪農があるのだというところで、ぜひ頑張ってくださいと思っています。今回9月まで待って、国や県の動向を見ながら進めていきたい部分もあったが、今困っているところに対しての対応をさせていただきたいと思うと答弁がありました。

委員より、糸魚川には肉牛も乳牛もあることをちゃんと市民に伝え、市内で生産しているものに対して、愛着が湧くとか応援してあげようというキャンペーンを周知することで、酪農家のモチベーションが違ってくると思うので、何か取組を検討できないかとの質疑に対して、市長より、地元消費はとても大事だと思っている。糸魚川で生まれ育っている子供たちが、地元の牛すら見たことがないという状況がある。なるべく地元産や県内産というものを買っていただけるようなキャンペーンや運動をしていくことが、地元の酪農家さんに対しての大きな支援になっていくと思っている。くびき牛の発祥の地という歴史をもっと自慢できる要素をつくっていききたいと答弁がなされており

ます。

ほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛をさせていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、質問をさせていただきます。

ただいま権現荘のプロポーザル方式による譲渡についての説明を受けて審議をしたということですが、委員長もそうだと思いますが、私もこれ突然降って湧いてきたような話でね。今年日は帰り温泉をずっと継続してやるのかなと思ってましたけどね、市営でね。これプロポーザル、入札した場合に何者ぐらい応募が来て、それから民間譲渡への時期、これいつ頃になるというふうな協議内容でしたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員の質問にお答えいたします。

今ほどの権現荘に関わる予定されている業者の数というものにつきましては、まだその公募型プロポーザルの実施について、案でございまして、これについて今確定したわけではなくて、こういった形で取り組みたいということで、その業者数についての確認は取れておりません。

また、今後のスケジュール予定ということで、最短の形ではありますが、募集期間を令和5年6月30日、金曜日から同年7月12日、水曜日、企画提案書提出が令和5年7月20日から同月31日、選定委員会が令和5年8月8日または同月9日、結果の公表が令和5年8月10日というふうになっておりまして、議会への提案が令和5年9月市議会定例会に関係議案を提出と書いてあるんですけども、これもあくまでも最短の状況でございまして、まだ変動する要素がたくさんあるので、今こういう形で進めておるということで理解いただきたいという内容でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

前から検討されておきながら、突然の提案みたいに私は受け取りましたけど、譲渡先が見つかり、しっかりと運営してくれるのはこれいいことだと思いますよね。

ただ、その内容につきましては、委員長報告にもありましたように、譲渡するための条件、もしもその譲渡先の会社が経営不振になった場合、その財産等はどうなるのか。転売目的を明確にし

て、それに該当しない場合は転売は駄目だとか、そういうところはやっぱり必要です。

現在においても、日帰り温泉になったとしてもたくさん税金といたしましょうか、維持管理経費がかかることから、それらの解消につきましては一つの案だと私も思います。

それから一部市営で、一部民間とかというのはさ、ややこしいからやめといたほうがよろしいんではないかと思えます。

それから、7,000万円の空調機の話がありましたけど、この一つのアイデアとしてね、7,000万円の空調費を行政がやらないで、譲渡先の会社にやっていただいて、その経費をやっぱり見込んで少しつけてあげる。今まで何回も話合いになってきましたが、行政が電気工事をやるとなぜか倍近く高い。だけど民間にやらせれば、やっぱり民間のちゃんとルートとしては入札も何もない自分のルートを使って安く、今回の場合は個別の空調機ということでございますので安く入手できるのではないかと思います。

私としましては、貴重な糸魚川市の財源を少しでも有効に、そして少しでも低額に抑えながら、いいパートナーといたしましょうか、相手方を選定していただきたいと思えます。この件に関しましては、保坂委員長は十分ご理解あると思えますので、その辺を慎重に進めていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．議案第58号、請願第2号及び発議第1号

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第58号、請願第2号及び発議第1号を一括議題といたします。

本案については、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第1号の説明を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、6月23日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決であり、請願第2号は採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第58号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは大型の電動車や電動バス、電動トラックの普及拡大に向け、急速充電設備の全出力の上限の拡大等を行うため、所要の改正を行うものであり、災害時の電源供給等について質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

続きまして、請願であります。

請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願では、特に30人以下学級という部分が、必ずしも教育水準の向上に関わってくるとは考えにくいという反対の意見。新潟県でも小学校教諭の採用試験が5教科から2教科になるということで、なり手不足が深刻な状況の中、しっかり手当てしないと教育が成り立たないように思う。また、教師の仕事量の多さ、ストレス的なこと、規制が多いこと、一人一人に気を使いながら、いろいろな指導が必要なことなどに対応するためといった賛成の意見などがあつた後、討論が行われ、本請願について、全国的な実情を踏まえて、学級人数が30人以下でなければ悪影響が生じることがあるという意見が見受けられるが、実際には、学級人数を減らしても教育水準が必ずしも向上するとは限らず、そもそも教師が個々の生徒に十分に目を配り、一人一人に合った指導を行えることが重要である。学級人数を制限することが、生徒や教師にとってメリットばかりではなく、デメリットも存在するというのを忘れずに議論を進めていく必要があり、児童の学習環境と教育水準を改善し、将来にわたって活躍できる人材を育成することが重要だという趣旨の反対意見が述べられましたが、起立採決の結果、賛成多数で採択となりました。

これにより、請願第2号は意見書の提出を含意としておりますことから、発議第1号を提出いたします。

これより発議文を読み、提案説明とします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、30人以下学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下

の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の配置を講じられるよう強く要請します。

1、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

2、中学校での35人学級を早急に実現すること。また、さらなる学級編制標準の引下げを検討し、30人以下とすること。

3、自治体で、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に意見書を提出いたします。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

和泉克彦議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。〔13番 和泉克彦君登壇〕

○13番（和泉克彦君）

和泉克彦でございます。

私は、請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願について、反対の立場で討論させていただきます。

なお、義務教育費国庫負担制度2分の1復元については、異論はございません。30人以下学級実現についての反対討論となります。

私は、市議会議員になる前、新潟県の県立高等学校に勤務し、初任校での担任をしたクラスの生徒数が45人。退職まで、合わせて6校で勤務しましたが、受け持ったクラスの生徒数はまちまちで、45人か三十数人、20人を切るクラスを担当したことがあります。授業においては、少人数授業を行う高等学校に勤務したときは8人という経験があります。このような教育現場での経験を踏まえて、考えを述べさせていただきます。

30人以下学級の実現に向けては、既に新潟県はもちろん、この糸魚川市においても取り組んでおります。当市の小学校においては、35人以下学級が実現しております。中学校、高等学校においては、請願にあるとおり、実現に向けて急がれる状況ではあります。

また、教育現場の先生方の働き方改革という課題もあり、子供たちの教育環境の整備と先生方の負担軽減等の課題があることも理解できます。

さて、30人以下学級の実現で、いじめや不登校が減り、なくなるのか。少人数学級で学力は上がるのかなど、これらの課題について様々な調査研究がなされていますが、いまだその結果にはばらつきが見られ、学力の向上やいじめ・不登校が減少するという明確なエビデンスは、今のところありません。

ただ、少人数のクラスで良好な人間関係を保つことができればメリットと言えますが、少人数という、ある意味濃密な人間関係となれば、一旦関係が崩れると、児童生徒は逃げ場を失うことになります。

現実、当市の小中学校でのいじめの認知件数が、今年度4月は13件、5月だけでも21件と、例年よりも増加傾向にあります。この結果は、教育現場において軽微と思われるものでも、今までよりも慎重に対応し、見逃さないという先生方の認識や長引くコロナ禍で子供たちも相当なストレスを抱えているものと思われる背景があると考えます。

不登校についても、年々増加傾向で、この30人以下学級が実現しつつある状況で、このような結果が出ていることから、単に30人以下学級の実現だけで、いじめや不登校の問題が解消されるものではないことが分かります。

また、30人以下学級を実現するためには、教室などの整備や、増員される教員のために毎年、試算ではありますが3,600億円ものを国家予算としての教育費が必要となります。貴重な3,600億円を効果のほどが分からない形で使うのは、本当に子供たちや先生方のためになるのでしょうか。

また、3,600億円が全国のそれぞれの自治体に均等に配分されることは考えられません。比較的实现が遅れている大都市部に多めに傾斜配分されることは想像に難くありません。

次に、30人以下学級を実現するという事は、今まで以上に教員の採用数を増やさなければなりません。新潟県教育委員会は、令和6年度の公立学校教員採用選考検査の出願状況を公表しています。小学校の出願数は、令和5年度412人だったのが、令和6年度の出願数は372人と40人も減り、倍率は1.86倍と2倍を切っています。

ちなみに、令和4年度は518人だったのが、令和5年度は410人と、100人以上も減り、令和6年度は今申しあげましたとおり372人と年々減少しています。

新潟県教育委員会は、小学校の出願数を増やす対策として、昨年は、前年度より募集定員枠を広げ、さらに今年は、本県は第一次検査の筆答検査に、これは教科試験ではありませんが、その科目が昨年度までの5教科から、全国最小の国語と算数の2教科となっています。

ちなみに筆答検査1は、教職教養と一般教養となっています。これらを総合的に判定して、2次検査へと進みます。

このようなことから、単なる教員の加配増員は、教員の質の低下を招く一因にもなりかねません。糸魚川市の子供たち、先生方にとって、そして現状をよく分析して、特別支援の現場や生徒指導上で対応が必要な現場へのピンポイントの加配、つまり教職員の増員のための予算づけをしたほうが、はるかに効果があると思います。30人以下学級の実現も継続して取り組むべき課題ではありますが、それを実現するためには、教育現場において、まだまだ解決しなければならない問題が山積しています。

以上のことから、糸魚川市の現状、国、県、当市の教育予算、教員の質の低下などを鑑みると、私は、本請願には反対いたします。議員各位におかれましては、ご賛同いただきたく、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21です。田中です。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願について賛成の立場で討論をいたします。

子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは、保護者、地域住民、教職員共通の願いであります。そのためにも児童生徒と教職員が接する時間を多く確保できる。そして、児童生徒を一人一人の状況を把握しやすい小中学校全学年における30人以下学級の実現が、可能となる教育条件整備のための教育予算の確保を国に求めるものであります。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられておりますが、まずは小学校にとどまることなく、中学校でも早期に実施されることが求められております。

学校現場では、貧困、いじめ不登校など課題が山積するとともに、GIGAスクール構想などによりICT化や外国語事業などに対する児童、生徒一人一人に寄り添った教育が求められ、教師の職務の多様化・複雑化がますます進んでいる中で、教材の研究や授業準備の時間を確保することが困難となっているのが現状であります。

豊かな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員、少数職種の配置増などを含めた教職員の定数改善が必要であり、よりきめ細やかな教育には、学級編制標準を引き

下げた30人以下学級の実現が不可欠であります。

文部科学省のホームページに掲載されております我が国における学級規模に関する研究事例があります。それによれば、少人数学級の効果として児童、生徒と教員が接する時間を多く確保できる。児童一人一人の状況を把握しやすい。教員の負担軽減にもつながっている。学校生活において、落ち着いた生活を送れているとあります。

また、大規模学級のデメリットとしては、1人の教員が受け持つ児童生徒の人数が多いため、負担が大きい。大人数が不登校の壁にもなっていることが顕在化している。

そしてまた、少人数学級の必要性については、感染症対応を踏まえ、学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現することが重要だ。1人1台端末環境の下での一人一人に応じた個別最適な学びや多様な学習活動に対応する環境の整備が急務だ。通常学級に籍を置く特別な支援を要する子が増加しているとあります。

一方で、長時間勤務など、教育現場の過酷な現状と教員のなり手不足が社会問題になっておりまして、スタッフを含めた体制の整備を求められていて、少人数学級の実現は、これらの諸問題を解消することにつながると考えます。

独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けること、豊かな学びの保障をすることといった環境、条件整備は不可欠であり、自治体間格差はあってはなりません。国の施策として定数改善に向けた財源保障が必要であり、義務教育費の国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求めるものであり、各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、伊藤 麗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。〔6番 伊藤 麗君登壇〕

○6番（伊藤 麗君）

清新クラブ、伊藤 麗です。

請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願について、国と県の情勢も踏まえて、特に前段の30人以下学級実現の部分について、反対の立場で討論させていただきます。

初めに、学級人数が30人以下でなければ学習環境や教師の指導力に悪影響が生じるという意見が見受けられますが、実際には学級人数を減らしても、教育水準が必ずしも向上するとは限りません。むしろ、教師が個々の生徒に十分に目を配り、一人一人に合った指導を行えることが重要と考えます。そのためには、教師の質や教育プログラムの充実が必要であり、単に学級人数を減らすだけでは解決できないものと考えます。学級人数を減らす場合には、予算やほかのリソースの配分など、総合的な教育政策の改善も必要です。

かつては、人気の職業の一つであり、難関とも言われた学校教員の採用ですが、文部科学省出展データ中の小・中・高教員採用倍率の統計では、2000年度の13.3倍から2022年度には3.7倍まで低下しています。この20年で教員の採用倍率は、実に3分の1以下にまで激減して

おり、また、団塊世代の教員の定年退職も重なり、全国的な教員不足が深刻化しています。2021年に文部科学省が発表した調査では、全国1,897の学校で、2,558人の教員が不足していることが明らかになりました。

新潟県では、教員採用試験への応募者を増やすために、来年度から小学校教諭の採用試験で全国最少の2教科に試験のハードルを下げても、教員の確保を強いられている状況です。このような状況下で全国的に学級人数に制限をかけ、教室に一人一人教師を配置することが現実的に可能なのでしょうか。東京などの都市部にさらに教員が集中し、ますます本県のような地方での教員、また教員の質の確保が困難になる状況を招く結果となることは、明白です。学級人数が減ることで、生徒の社会性やコミュニケーション能力を培う機会が減る。グループ学習や授業内容の幅が狭くなってしまふという懸念もあります。

以上のように学級人数を制限することが、生徒や教師にとってメリットばかりでなくデメリットも存在するということを忘れずに、当事者である子供たちにとって本当に豊かな学びとは一体何かについて議論を進めていく必要があると考えます。最終的には、以上のような複数の要因を総合的に考慮して決定する必要があると、それによって児童生徒の学習環境と教育水準を改善し、次世代に活躍できる人材を育成することが重要と考えます。

よって、私、伊藤 麗は、本請願に反対とし、議員各位におかれましてもご賛同いただきたくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第1号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第1号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願については、採択すべきものとみなします。

日程第5．議案第59号から同第62号まで及び請願第1号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第59号から同第62号まで及び請願第1号を一括議題といたします。

本案については、休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分については、6月26日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第59号から同第62号まで原案可決であり、請願第1号については、不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第61号、財産の取得について（除雪ドーザ（14トン級マルチプラウ付））及び議案第62号、財産の取得について（除雪ドーザ（11トン級マルチプラウ付））については、委員より、部品の供給が海外のものは間に合わないということが昨今言われている。また、国内のメーカーでも、メーカーによって値引き幅が違っている。値引きが大きいメーカー以外を扱っている市内業者が入札に入っても絶対に落とせないと言われているが、これについてどう考えているかとの質疑に対して、今回初めて実際の業者からのそういった生の声を聞いた。現状調査等を改めて行い、あくまで入札については、競争性・公正性を担保しながら実施したいと考えている。入札の在り方については、そういった情報を含めた中で、今後検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、このままでいくと値引きが大きいメーカーだけが落札してしまい、入札の原点である競争が発生しなくなる。これについてよく気をつけてもらいたいとの意見に対して、入札においては競争性を確保するため同等品可という形で行っている。メーカーによっては、納期まで相当な期間が必要となる例もあることから、ある程度計画的に、期間的に余裕を持って行う必要がある。また、いろいろ条件を広げて、県内や全国に広げることも対策の一つであるが、そうなると市内業者が受注できないという課題もあるため、競争性を確保できるような取組をしていく必要があるというふうに認識をしていると答弁がなされております。

次に、請願第1号、新潟県の最低賃金の底上げするための意見書採択に関する請願については、委員より、去年の3月に同じ請願が出されているが、都会の賃金と糸魚川の賃金の格差をなくすように動くのであればよいが、とにかく最低賃金1,500円というのはかなり無謀だということと、

中小企業の、特に市内の中小企業の方々のことを考えると、やはり賃金を上げることが、その企業としてどうあるべきかということをもとに考える必要がある。各企業に見合った賃金体系にしてもらうという形が一番というふうに思っており、そのような面からも、まだ難しいのではないかとこの反対意見があったほか、全委員より反対の意見が述べられ、起立採決の結果、不採択となりました。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時55分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

請願第1号、新潟県の最低賃金の底上げするための意見書採択に関する請願に賛成の立場から討論いたします。

請願項目は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること、地域別最低賃金1,500円以上を目指すこと、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業に対する支援の抜本的強化を図ることの3項目であります。いずれも妥当な考えだと思います。

最低賃金を全国一律の最低賃金制度に変えていくことは、必要なことではないかと思っております。新潟県の最低賃金は、北陸、信越、関東13都県中、下から2番目の低さとのことであります。地域経済を回復させるのに何が必要かといえ、経済循環を良好にすることです。

経済が発展するのは、国内総生産が上昇し、労働者の賃金が高くなることによって、消費の拡大にうまく連環していくことによるものですが、日本の場合、大企業の内部留保が増大しても、労働者の賃金はそれほど上がらないという現状があります。特に労働者の中で4割にまでなってしまった

非正規労働者の賃金は、ぎりぎりの生活を強いられるもので、消費拡大の効果にブレーキをかけております。糸魚川市の場合、加えて、高齢化により人口に占める年金生活者の割合が、年々高くなっております。

このような状況の中で、経済循環をよくしていくためには、全国一律の最低賃金制度に向けての改善と、全国的に不利な条件にある地方に対し、国の責任で中小企業等への支援策を最大限拡充する必要があります。賃金引上げのために国に対し、中小企業等への支援策を求めることをしないで現状のまま推移すれば、人手不足の影響は、市民所得が低い地域にさらに追い打ちをかけ、地域格差をさらに拡大させることにもなりかねません。これらは、地域経済の活性化にも連動するものであります。早急に改善すべきものと考えますので、本陳情に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、和泉克彦議員

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。〔13番 和泉克彦君登壇〕

○13番（和泉克彦君）

和泉克彦でございます。

私は、請願第1号、新潟県の最低賃金の底上げするための意見書採択に関する請願について、反対の立場で討論させていただきます。

最低賃金を上げるということは、非常にやさしくてよいことのように思います。また、最低賃金を上げることにより、現在よりも余裕を感じながらの生活ができるというのも一つの理想でしょう。特に低所得者や非正規雇用の方のことを思えば、理解できないわけではありません。下火になりつつある新型コロナウイルス感染症や昨今の食品や燃油等の物価高騰により、経済は大変疲弊しており市民の生活への影響が大きいです。

政府は、骨太の方針として、経済財政運営と改革の基本方針2023、加速する新しい資本主義、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現を打ち出していますが、これまでもいろいろな経済対策を打ってきていますが、いまだ経済は好調とは言えません。同様に、この骨太の方針も、その効果についてはすぐに表れてこないものと思われまます。

そのような状況で、賃金を無理に上げれば、どのようなことになるのでしょうか。企業が雇用を減らすことになるのは想像に難くないことです。最低賃金を上げれば、真っ先に非正規雇用の方にしわ寄せがいき、非正規雇用の方を守ろうとすると、正社員の給料を下げざるを得ません。そして、企業のために頑張っている人の賃金を上げられなくなります。

先ほども申しました、特に現在は新型コロナウイルス感染症の影響で、大企業でさえも赤字が続く、大変厳しい経営を迫られていると聞いています。加えて、中小零細企業、小規模事業者は、大企業以上の想像を絶する苦しい状況に置かれているとも聞いています。企業が人件費に使えるお金は限られていますので、利益が増えず、赤字が続いているのに最低賃金を上げるということは、逆に雇用を減らさざるを得なくなり、失業者が増えることにつながります。

本来、どれくらいの賃金で雇用契約を結ぶかは企業の自由であり、企業経営には自由権が保障さ

れるべきです。企業は、自分で努力して、経費を節減し、売上げを伸ばし、何とか利益を出そうとします。そして、頑張っている人の給料をアップしてモチベーションを上げ、より生産性の高い仕事を求めます。労働者も、よりよい仕事を目指してスキルアップするなど努力し、結果として賃金が増えます。

あくまで努力に応じた成果が得られる社会を目指すべきであり、これが資本主義の原理です。雇用が回復するためには、まず経済成長のための政策を優先すべきです。経済の担い手は民間であり、民間が活躍できるよう自由を大切にすべきだとも考えますので、企業が雇用者に賄えない分を国が企業に支援せよというのでは、もはや自由な資本主義の社会ではなくなります。結果の平等ではなく、機会の平等を推し進め、個人の努力が認められる社会こそ目指すべきだと思います。

以上、私は、本請願には反対いたします。議員各位におかれましては、ご賛同いただきたく、お願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第60号、糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第61号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第62号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

請願第2号、新潟県の最低賃金の底上げするための意見書採択に関する請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第6．議案第63号及び同第65号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第63号及び同第65号を一括議題といたします。

本案については、休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました議案第63号及び同第65号については、6月22日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第63号、糸魚川市希少野生動植物保護条例の制定については、担当課より、本条例制定の背景や目的、内容等とともに監視体制などについての説明の後、質疑に入りました。

委員より、監視体制についての質疑があり、見回りについては、希少野生動植物保護監視員の方に、できる範囲でお願いしたいと考えている。そのため希少野生動植物が生息している近くの方になっていただくために、地区の方々と協議を進めている。ガイド的な役割については、監視員をお願いしたいと想定している糸魚川ジオパーク協議会の自然資源保全委員会の皆さんは、種の選定にも関わっていただき、見識も高く、詳しい。これからは善良な多くの市民の目で守っていくことが大切と伺っているので、協議しながら進めていきたい。監視員の役割については、怪しげな人を捕まえるということができないので、警察や市と連携して対応するという説明がありました。

委員より、条例制定により、希少野生動植物が公に周知されると裏目に出て、ちょっと採ってみ

ようかという人が出ないかという意見に、米田市長は、私もその辺を危惧している。まず条例をしっかり制定して、周知、PRは関係者と協議しながら検討していき、条例とパンフレットは分けていかなければならないという答弁がありました。

また、他の委員より、この条例には罰則があり、かなり制限になり、確信犯的にやる人が既に何がどこにいるか把握しているという意見も出されました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

議案第65号、令和5年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、担当課より、償還金は前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う国・県への返還金であるとの説明に、質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号、糸魚川市希少野生動植物保護条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号、令和5年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第64号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第64号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案については、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過

と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第64号については、6月23日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

企画定住課の関係部分では、委員より、結婚新生活支援事業について、夫婦共に29歳以下の世帯とそれ以外の世帯ということで差をつけているが、出産奨励の意図が透けて見える。糸魚川で幸せに暮らしてほしいという結婚を祝福する気持ちのほうの基本ではないか。制度の作り方が直接的ではないかとの質疑に対し、担当より、県も結婚を全体で応援していくんだという姿勢であり、市としても、この事業が主として若者たちの背中を押していくんだというメッセージになればと考えていると答弁がありました。ほかの委員からも、年齢制限は撤廃し、一律にしたほうがいいのではないかという趣旨の質疑が繰り返された後、市長より、少しでも結婚への支援を進めていきたいという事業であり、指摘があった点も踏まえ、年齢制限、所得制限を撤廃し、一律50万円という形で、また制度概要はそのままという方向で進めていきたいと思うと答弁がありました。

こども課の関係部分では、委員より、遊び広場運營業務委託料について、子育て支援施設の遊戯場整備のエビデンスとなるものが欲しい。どのくらいの利用者を見込んでいるのか。経費はどのくらいなのか。また、会場のビーチホールまがたまのスタジオは暗く、照明が必要など、会場の選定も疑問に感じる。能生体育館の利用などは考えなかったのかとの質疑に対し、担当より、人数の見込み、ニーズについては、これまでの子育て支援に関するアンケートの中でも100名近い方が屋内遊戯場を求めており、今回の仮設の継続的な遊び場を設定したいものである。また、会場はビーチボールまがたまを考えているが、昨年度の社会実験等では、休日に能生の会場で開催をしており、会場についても状況を見ながら検討していきたいと答弁がありました。

委員より、土・日のほうがイベントなどに人が集まるはずですし、子育て支援複合施設に関するアンケートを取るのであれば、平日に行くべきではないかとの質疑に対し、担当より、今回新たに追加する部分については、平日、土・日も含めた連続開催を考えており、その中で、平日の利用ニーズ、土・日と平日の違いも確認していきたいと答弁がありました。

委員より、新年度すぐに補正予算を計上しているが、当初予算はどのように見込んでいたのかとの質疑に対し、担当より、当初予算では、駅北子育て支援複合施設の整備に当たって社会実験的な役割ということで年間数回程度の開催を考えていたが、3月の予算審査特別委員会において、今の子育て世代に対応するには、新たな施設ができるまで連続した開催が必要ではないかという意見を踏まえ、今回計上したのものであると答弁がありました。

委員より、160万円で31日間の開催予定とのことだが、1回の開催ごとに5万円もかかるものなのかとの質疑に対し、担当より、人の配置を、平日は常時3人、休日は5人という形で人件費

を見込んでいる。イベント開催時の講師の経費、遊具のレンタル料、消耗品なども含め、このような額を計上していると答弁がありました。

委員より、施設の完成は数年先という状況の中で、今回の補正予算は、今子育てをしている人たちの意見に応えるためなのか。あるいは実証実験、データを取ることに重点を置いているのかとの質疑に対し、担当より、第一は現在子育てをしている方の要望に応えるべく、一定期間遊ぶ場を提供したいということであり、利用者が集まる場なので、子育て支援複合施設の機能であるとか、規模などの参考となるデータも併せて取っていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、発達支援センターめだか園のスペースを拡充するために、糸魚川子育て支援センターを移設したいという行政の課題もあるが、この約1か月の開催の間に、子育て支援センターが移動し、一緒に開催するなどの検討は行っているのか。また、一時保育や一時預かりは、現行案にも示されていると思うが、一緒に開催する予定はないのかとの質疑に対し、担当より、子育て支援センターについては、全ての日程は難しいが、保健師も支援センターの職員も行ける場合は行くというような形で計画していきたい。また、一時預かりについては、設備の課題もあり、仮設を今回入れていくのは難しいと思うが、検討はしていかなければならないと答弁がありました。

委員より、仮設であっても、現状の計画にできる限り近い形で運営を試みる必要もあるのではないか。引き続き検討していただきたいと意見がありました。

このほかにも質疑等がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第64号については、6月26日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

全ての関係課において若干の質疑はありましたが、予算そのものというより、その背景を確認する程度のものであり、特段報告するような質疑はございませんでした。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第64号については、6月22日に審査が

終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

環境生活課関係では、担当課より、4款2項1目、新エネルギー導入支援事業は、県及び国が推進しているZEH基準に当市の地場産材の利用及び構造計算の実施を加えた認定基準に該当する糸魚川市省エネ住宅を建築した方へ1件当たり定額で30万円の補助を10件分を見込んでいたという説明がありました。

委員より、この基準で施工できる市内業者は何件あるかと質疑があり、現在は三、四社であるが、各団体で仲間づくりをして広げ、多くの工務店で取り組んでいくという形が進んでいるので支援していきたいという答弁がありました。施工業者を増やすためにも、さらなる庁内連携が必要ではないかという指摘があり、井川副市長より、今は環境生活課所管であるが、地場産材の利用などは農林水産課、健康寿命の延伸効果もあるといった面でも、全庁を挙げて取り組みたいという答弁がありました。

中古住宅の改築を対象にしてはどうかという質疑があり、断熱性能を上げる施工は難しく、またZEH基準に該当するか否かの計算方法等が大変複雑であると聞いている。国や県の基準においても、中古住宅の改修については対象としていないことから、当面は新築を対象にしたいという答弁でした。

福祉事務所関係では、担当課より、3款1項1目、住民税非課税世帯等支援事業（物価高騰対策）は、物価高騰の影響を最も受けた低所得世帯への支援として、非課税世帯及び家計が急変し、収入減少により住民税が非課税相当とみなされる世帯で、1世帯当たり3万円を給付する事業である。6月1日を基準日とし、対象は約4,500世帯を見込んでいる。社会福祉施設物価高騰対策事業は、エネルギー価格高騰の影響を受けるも、経費増加分をサービス料金に転嫁できない社会福祉施設に対し、増えた経費の一部を補助する事業で、29の運営法人を対象に見込んでいるという説明がありました。

委員より、過年度に実施した住民税非課税世帯等への支援事業の手続において、約1割の方が給付を申請していないことについての質疑があり、申請していない方全員が、給付を希望しないという意思で申請していないかどうかの確認はしていないが、市としては、おしらせばんや定時放送で丁寧な周知を行い、事務をしているという答弁でした。

健康増進課関係では、担当課より、4款1項5目、医療機関物価高騰対策事業は、電気ガス料金高騰の影響を受けた市内基幹病院に対し、安定的な医療体制の維持につなげるため、補助金を交付するものであるという説明がありました。

委員より、対象の病院についての質疑があり、コロナ禍の期間中に物価高騰の影響を受けた糸魚川総合病院に対して補助するものであり、医師会との意見交換の中では、市内の診療所、クリニックからは、そういう声は届いていないと聞いているという説明がありました。

以上で、議案第64号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第67号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第67号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第67号は、令和5年度一般会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ700万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、6款農林水産業費の畜産振興事業（物価高騰対策）の追加であります。

次に、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

議案第67号、一般会計補正予算（第3号）をご説明いたします。

最初に、補正の内容につきまして資料でご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第67号資料、一般会計補正予算（第3号）の概要をご覧ください

い。

補正の内容は、畜産振興事業（物価高騰対策）で、飼料価格等の高騰により、経営に大きな影響を受けた乳用牛または肉用牛を飼育する畜産農家の負担を軽減するため、飼料価格の上昇分を支援したいものであります。

6月22日に県の支援関連事業の説明を受けまして、市としての支援を行いたく、また可能な限り速やかに対応したいことから、追加の補正をお願いするものであります。

1、対象者は、乳用牛または肉用牛を飼育している市内の畜産農家で、4戸130頭を見込んでおります。

2、補助額につきましては、表のとおりであります。対象となる牛の種類によりまして、1頭当たり乳用牛は6万6,300円、肉用牛のうち繁殖牛は3万2,200円、肥育牛は2万3,800円を補助するものであります。

3、財源は、国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応いたします。

それでは、議案書に基づきご説明いたします。

補正額は700万円の追加であります。

初めに歳出から説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

6款1項4目、畜産業費は、畜産振興事業（物価高騰対策）で、飼料価格高騰対策補助金として、先ほどご説明いたしました内容で700万円を補正するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

15款2項1目につきまして、総務費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で700万円であります。

説明は、以上になります。よろしくご説明いたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

畜産業への支援ということでございます。様々なものが値上がりしたので、そのところを補うための支援ということになるんですが、ただ、額が額だけに、本当に継続していくための支援につながっていくのかというところを疑問に思っております。やはり畜産業のセーフティネットになるような支援というものが、この際必要なのではないかと感じるんですけど、その辺お考えいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

ご説明申し上げます。

肉牛につきましては、生産コストと肉の価格に差が生じますと、セーフティネットが構築されておりますけども、酪農牛、乳牛につきましては、牛乳の価格と生産コストの間に、まだ国のほうでしっかりとしたセーフティネットが出来上がっておりません。そうした関係もございまして、乳牛のほうの生産コストが非常に高まっているということと、あと配合飼料につきましては、海外からの穀物の輸入価格の上昇によりまして単価が上昇しておりまして、国・県のほうでも支援をしておりますが、粗飼料につきましては、比較的国内需要が高かったということから、なかなか国・県の支援が行き届かないという部分がございますので、今回、粗飼料を中心に支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

畜産農家の方というのは、長い年月を経て、そのノウハウを構築してきたのではないかと。言うなれば、家業としてやってきたこと、それを子供に伝えて、また未来へという、そういう地場産業だと思うんです。これをこの機会に絶やすわけにはいかないというところで、やはり市としては、手厚い支援というものをさせていただきたいと思っております。正直、額を、この機会にもっとつけてあげたいという気持ちであるんですけども、米田市長の気持ちをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、星野農林水産課長がお答えいたしたとおり、やはり緊急に今対応させていただきたいという、やはり皆さんに提案させていただいてるわけでございますが、これについては、昨年12月にも一度、支援をさせていただきました。そしてまた、これから国・県の、また方向性も出てきたりも

するわけでございますので、そのつなぎ的な感覚の中で今上げさせていただいたわけでございますので、そういったところを踏まえて、ご理解いただければありがたいと思っております。

○18番（田原 実君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．議員派遣について

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

7月5日開催予定の大町・糸魚川二市議会議員連絡協議会及び、8月8日開催予定の糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会に、会議規則第167条第1項の規定により18人の議員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、18人の議員全員を派遣することに決しました。

日程第10．閉会中の継続審査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申

出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和5年第2回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る6月12日から本日までの長期間にわたり、条例改正や補正予算など多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に、5点についてご報告申し上げます。

最初に、SEA TO SUMMIT糸魚川・上越・妙高大会について、ご報告申し上げます。

海・里・山のつながりに思いを巡らせながら自然を体感する環境スポットイベントSEA TO SUMMIT糸魚川・上越・妙高大会が、7月15日、16日に糸魚川市をメイン会場として、上越市、妙高市で開催されます。

初日は、「人と自然との共生」をテーマに、市民会館で環境シンポジウムを行います。入場無料でございますので、ぜひご参加いただきたいと存じます。

2日目は、能生弁天浜からカヤックで筒石漁港までの海上コース、筒石漁港から久比岐自転車道や上越地内を通り、妙高市までの自転車のバイクコース、最後は、妙高市の大毛無山の頂上まで登山するハイクコースに挑戦するものであります。参加選手に対し、沿道から温かい応援をぜひともお願い申し上げます。

2点目に、各地域の夏祭り・花火大会について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で中止や規模を縮小して行っておりました各地域の夏祭りや花火大会が、今年度はコロナ前の規模に戻すように内容を調整した上で開催することが決定されました。

7月22日の早川大花火大会と青海地域の民謡流しを皮切りに、23日は、糸魚川大花火大会、29日は、糸魚川おまんた祭り、8月5日は、能生ふるさと海上花火大会と、3週にわたり開催されます。感染予防に努めながら、夏のイベントをお楽しみいただきたいと思います。

3点目に、地域医療フォーラムの開催について、ご報告申し上げます。

7月30日、日曜日、ビーチホールまがたまにおいて、「糸魚川で安心して子供を産み育てる」をテーマに、地域医療フォーラムを開催いたします。周産期医療に関する地域の現状と課題、市の

妊産婦支援や糸魚川総合病院の産前産後支援に関する講演等を行います。市や病院の支援体制を分かりやすく紹介し、妊産婦の方を地域で支えていく取組について、市民の皆様からご理解いただけるフォーラムにしたいと考えております。

4点目に、姫川港開港50周年記念事業について、ご報告申し上げます。

姫川港は、令和5年9月30日で開港50周年を迎えます。これを記念して、帆船「日本丸」を招致し、一般公開等のイベントを実施いたします。

日本丸は、8月4日から8月9日まで滞在し、5日、6日の土曜日と日曜日には、乗船見学や港マルシェ等のイベントを計画いたしております。市内外の多くの方からご来場いただき、姫川港により関心を持っていただける機会として取り組んでまいります。

最後に、令和4年度の決算状況について、ご報告申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が294億9,700万円で、歳出では271億2,700万円となり、差し引き23億6,900万円が、令和5年度への繰越金となります。繰越財源を除く実質の繰越金は21億9,000万円ありますが、既に令和5年度予算で7億7,600万円を計上いたしておりますので、残りは14億1,300万円となっております。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、今後とも、より健全な財政運営に努めてまいります。

以上、5点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ、市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、令和5年9月市議会定例会の招集日を8月28日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これもちまして、令和5年第2回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

〈午後1時46分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員